

～ 春日部公証役場からのお願い ～

感染症予防の為、当事者および証人の方以外は
可能な限り来所をご遠慮下さい。

ご病気の方が遺言作成にいらっしゃる場合が多いためです。

パンフレットをご覧いただいた上で対面相談をご希望の場合は、
事前にご予約をお願い致します。

公正証書作成のご依頼の際は、「FAX」「mail」「郵便」のいずれかの方法で
日中連絡可能な電話番号を記載の上、必要な書類を事前にお送りください。

書類確認後、文案を作成し担当者より御連絡させていただきます。

御不便をお掛けすることになりますが、
御理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上。



「感染防止対策ガイドライン」

日本公証人連合会 ホームページ より

<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren>

離婚 公正証書

作成の手続, Q&A, 公正証書の文例



春日部公証役場

住所 〒344-0067
埼玉県春日部市中央一丁目51-1 春日部大栄ビル3階

☎ 048 (792) 0811

FAX 048 (792) 0812

✉ kasukabe@kasukabe-notary.jp

HP <https://kasukabe-notary.jp/>
※ 令和4年10月より変更となりました。

受付時間 平日9:00~12:00, 13:00~17:00
※ 土日祝日はお休みです。

当役場は
完全予約制です。

ご来所前に
必ずご連絡ください。

目次

離婚関連の公正証書を作成される方に.....	3
第1 あらかじめご理解いただきたい事項.....	3
《 離婚に関する公正証書作成の手順 》.....	4
第2 公証役場に事前にお送りいただきたい必要書類について.....	6
第3 必要書類チェックシート.....	7
* 年金分割の合意に関する参考事項 *	8
第4 離婚関連の公正証書作成手数料.....	8
1. 「公証人手数料令」に定める手数料表.....	8
2. 具体的な算定方法.....	8
① 子の養育費の支払い.....	9
② その他（財産分与・慰謝料）の給付・支払い.....	9
③ 年金分割合意条項を設けた場合.....	9
④ 離婚に伴って通常になされる合意とはいえない契約等.....	9
⑤ 証書枚数による加算（一枚につき250円）.....	9
第5 公証人による交付送達について.....	10
離婚関連の公正証書の文例.....	11

離婚関連の公正証書を作成される方に

第1 あらかじめご理解いただきたい事項

1. お二人の間で合意が成立していることが公正証書作成の前提となります。

… 離婚に関する公正証書は、養育費の支払い、慰謝料、財産分与、年金分割などについての合意が主な内容となります。

公証人は、ご夫妻が相談の上で合意された事項について公正証書を作成いたします。

公証役場では、お二人の間に入ってのやり取りはできませんので、ご注意ください。

2. 公正証書作成日には原則としてお二人に役場まで来ていただきます。

… 完全予約制となりますので、お時間に余裕をもってお越しください。当日の持ち物は、担当者より事前にお知らせします。



「離婚公正証書について」
日本公証人連合会 ホームページ より

<https://www.koshonin.gr.jp/business/b05>

《 離婚に関する公正証書作成の手順 》

依頼

1

お二人で合意が成立された後、
事前に揃えていただいた必要書類をご連絡先を記載の上、
郵送・FAX・メールのいずれかの方法で送って下さい。



必要書類については6ページを
ご確認ください。



2

公証人が書類を確認し、お二人のご意向に従った公正証書「案文」及び「連絡文（手数料を記載したもの）」を作成します。

開所日の1週間程度お時間を
いただきます（混雑状況によ
ります）。



3

公証人が作成した「案文」及び「連絡文（手数料を記載したもの）」
をお客様へ送ります。



必ずお二人で
ご確認ください。



4

必ずお二人で内容を確認してください。

内容確認後、代表者様が公証役場へご連絡をお願いします。

※ 公証役場ではお二人の間に入ってのやり取りはできませんので、
よく話し合われた上で、代表者様にご連絡ください。



5 お二人から修正がない事を確認し、公正証書の最終案が確定した後、公正証書として完成させる日時・場所を決めます。



○月○日○時に
予約お取りしました。
当日の持ち物は...

当事者



【 作成当日必ずお持ちいただくもの 】

※ お二人で同じ印影の認印はご利用できませんのでご注意ください。

- ◎ 事前に依頼した書類
- ◎ 印鑑登録証明書を提出された方は**実印**（印鑑登録証明書と合致する印）
- ◎ 運転免許証の写し等を提出された方は**認印**（朱肉を使用しないスタンプ印は不可）
- ◎ 手数料 ※現金でお支払いいただきます。



お客様とのやり取りが滞りなく進んだ場合、ご依頼を受けてから1カ月～1カ月半ほどで作成できます。（混雑状況により前後します）

6 来所後、受付窓口にて「予約した〇〇です」とお伝えください。当日、作成する部屋に入れるのは当事者のみです。お連れのお客様は、入室出来ませんので受付窓口の椅子でお待ちください。



《 公証人 》



2人のみ
お部屋にご案内します。

当事者の方々に、公正証書「最終案」の内容を確認していただいた上、署名・押印をしていただき公正証書として完成します。

7 当事者の方々に、完成した離婚公正証書の「正本」または「謄本」をお渡ししますので、封をせずに大切に保管してください。

第2 公証役場に事前にお送りいただきたい必要書類について

下記に記載の書類をご準備ください。

1, 合意内容を決めて、下記のいずれかをご準備ください。

- * 離婚に関する公正証書を作成される方へ（記入用紙）
- * 協議書の写し

メモを作成される方は、

- ① 親権者（監護教育者）は父とするか母とするか
- ② 養育費の額と支払方法
- ③ 慰謝料の額と支払方法
- ④ 財産分与の給付方法
- ⑤ 年金分割関係の合意内容などについて、ご夫妻間で合意している事項を記載してください。

※ 証明書資料等は発行から3か月以内のものが必要です。

2, ご夫妻それぞれの本人（正確な氏名・生年月日・住所）確認のための資料

お二人それぞれの「印鑑登録証明書」又は「運転免許証両面の写し」又は「マイナンバーカード表面の写し」などの官公署発行の写真入り身分証明書の写し が必要です。

3, ご夫妻の戸籍謄本（全部事項証明）

※ 離婚届提出済みの場合には、「離婚事実記載の戸籍謄本」又は「届出済証明書類」も必要です。

4, 財産分与の合意がある場合には・・・財産分与の対象となる財産を特定するための資料

—例えば、

- a) 不動産の登記簿謄本、固定資産評価証明書、ローン関係資料（住宅ローン契約書）など
- b) 自動車の車検証など

5, 年金分割の条項を設ける場合には・・・

- (1) お二人の「年金手帳の基礎年金番号が記載されているページの写し」
- (2) 「年金分割のための情報通知書」（年金事務所や共済組合が発行）

…貰えるまで1カ月ほどかかる書類です。詳しくは発行元へお問合せください。

次ページの必要書類チェックシートをご活用ください。

第3 必要書類チェックシート

↓【 必要書類チェックシート 】書類送付前にご確認ください。↓

必ず必要です。

合意内容により必要です。

番号 ☑	* お送り頂きたい書類 *	補足説明
① <input type="checkbox"/>	この記入用紙 「離婚に関する公正証書を作成される方へ」	記入漏れが無いが、 今一度ご確認ください。
② <input type="checkbox"/>	当事者AとBの本人確認書類 運転免許証の両面コピー，印鑑登録証明書， マイナンバーカード表面コピーなどのいずれか1点	印鑑登録証明書は 発行日より3か月以内のもの
③ <input type="checkbox"/>	<u>現在婚姻中で、公正証書作成後に 離婚届を提出される場合は…</u> 当事者お二人の現在の戸籍謄本 1 通	※全部事項証明 発行日より3か月以内のもの
④ <input type="checkbox"/>	<u>既に離婚届を提出済み</u> の場合は… 当事者AとBそれぞれの戸籍謄本	※全部事項証明 発行日より3か月以内のもの
⑤ <input type="checkbox"/>	<u>⑥～下記について合意があり、 そのお支払いについて、銀行振り込みをご希望で、 振込先口座を具体的に指定される方は、</u> 通帳のコピー	見本を添付していますので、 ご覧ください。
⑥ <input type="checkbox"/>	<u>不動産について</u> 固定資産税等課税明細書(課 税通知書)のコピー，固定資 産評価証明書，名寄帳のい ずれか	土地の地積や建物の床面積， その評価額などが分かるもの。 見本を添付していますので、 ご覧ください。
⑦ <input type="checkbox"/>	<u>財産分与の合意が ある場合は…</u> 住宅ローン契約書の コピー	債権者などが特定できる 直近のもの
⑧ <input type="checkbox"/>	<u>車について</u> 車検証のコピー	記載予定のお車すべての 車検証写し
⑨ <input type="checkbox"/>	<u>財産分与の合意が ある場合は…</u> 車のローン明細	債権者などが特定できる 直近のもの
⑩ <input type="checkbox"/>	<u>年金分割の 条項</u> 当事者AとBの 年金手帳の写し	見本を添付していますので、 ご覧ください。
⑪ <input type="checkbox"/>	<u>を設ける場合は…</u> 年金分割のための 情報通知書	年金事務所や共済組合が発行。 取得方法などについては 取得先にお問い合わせください。

* 年金分割の合意に関する参考事項 *

- ア 離婚前に公正証書を作成すると、離婚届後に、お一人で手続をすることができます。
- イ 公正証書を作成する代わりに「離婚時年金分割の合意書」に対する公証人の認証を得るという方法もあります。ご夫妻が遠方別居中である場合には、この方法が便利です。
- ウ 公正証書による合意をしても、「原則として離婚後2年」という短い期限内に、必ず年金事務所で手続(厚生労働大臣に対する請求)をしなければなりません。
- エ 「按分割合」についてご夫妻間で合意をする必要がありますが、多くのご夫妻は50%(0.50000)とされています。
- オ 「3号分割制度」…平成20年5月1日以降に離婚等したご夫妻については、以下の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、単独で分割(3号分割)の請求手続を年金事務所で行える制度です。
- 条件1. 婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること。
- 条件2. 請求期限(原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内)を経過していないこと。

第4 離婚関連の公正証書作成手数料

1. 「公証人手数料令」に定める手数料表

公正証書の作成費用は、「公証人法」の定めに基づく「公証人手数料令」(政令)で法定されており、目的たる財産の価額に対応する形で、その手数料が次のとおり定められています。

(目的財産の価額)		(手数料の額)
	100万円まで	5000円
100万円を超えて	200万円まで	7000円
200万円を超えて	500万円まで	1万1000円
500万円を超えて	1000万円まで	1万7000円
1000万円を超えて	3000万円まで	2万3000円
3000万円を超えて	5000万円まで	2万9000円

2. 具体的な算定方法

上記の基準を前提に、具体的な手数料算出は、次のとおりになされます。

【 具体例 】

- 子の全員に対する養育費が毎月5万円(10年間分)の合計額が600万円の場合
- 慰謝料と財産分与とをあわせた価額が500万円の場合

養育費	(5万円×12か月×10年間分=600万円)	
	600万円	…手数料1万7000円
財産分与・慰謝料	500万円	…手数料1万1000円
		合計 手数料2万8000円

① 子の養育費の支払い

(毎月支払う額) × (12か月) × (支払い年数) = 養育費

※ 支払い年数が10年を超える場合は、10年分までとして計算します。

② その他(財産分与・慰謝料)の給付・支払い

別々に対象となる財産の価額を算出し、これを上記基準表に当てはめて、その価額に対応する手数料額を求め、この手数料額を合算して、公正証書全体の基本的な手数料を算出します。

③ 年金分割合意条項を設けた場合

多くの例では、1万1000円とされています。※具体例とは別に算定されます。

④ 離婚に伴って通常になされる合意とはいえない契約等

※具体例とは別に算定されます。

⑤ 証書枚数による加算(一枚につき250円)

多くの例で、4000円～7000円の範囲です。

年金分割の合意が加わるか、財産分与に関する特殊な長文の合意が加わる場合などには、この範囲を超えることが往々にしてあります。

* 公正証書は、役場保管用原本のほかに「正本」又は「謄本」を作成し、お二人にお渡しします。

原本についてはその枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに 250円の費用が加算されます。正本と謄本の交付にも1枚につき 250円の割合の費用がかかります。

* お二人に「正本」又は「謄本」を各1通ずつお渡しする通常の場合で、公正証書原本の枚数が5枚であれば3250円が、10枚であれば6750円が、それぞれ加算されます。

* 年金分割条項が設けられますと、この手続のために必要とされる「抄録謄本1通」を別にお渡しします。

第5 公証人による交付送達について

強制執行認諾付き公正証書作成のお客様へ

強制執行認諾付き公正証書

次のような強制執行認諾文言が記載された公正証書は、例えば養育費等の債務の支払いがなされなかったときは、正式な裁判手続を経ずに簡易な手続で強制執行をすることができます。

その手続の中に、公正証書謄本の送達という手続がありますが、これは**債務者の住所が不明の場合にはかなり困難なものになります**。そのような場合に備えて、**公正証書を作成したとき**に、公証人から債務者に直接公正証書謄本を送達する手続が用意されています。

これが交付送達です。なお、場合により公正証書謄本以外の謄本も送達する必要がありますが、これは公正証書作成時には存在しないので交付送達できません。

(強制執行認諾)

○は、この公正証書の第○条に記載した債務の履行を遅滞したときは、直ちに**強制執行**に服する旨陳述した。

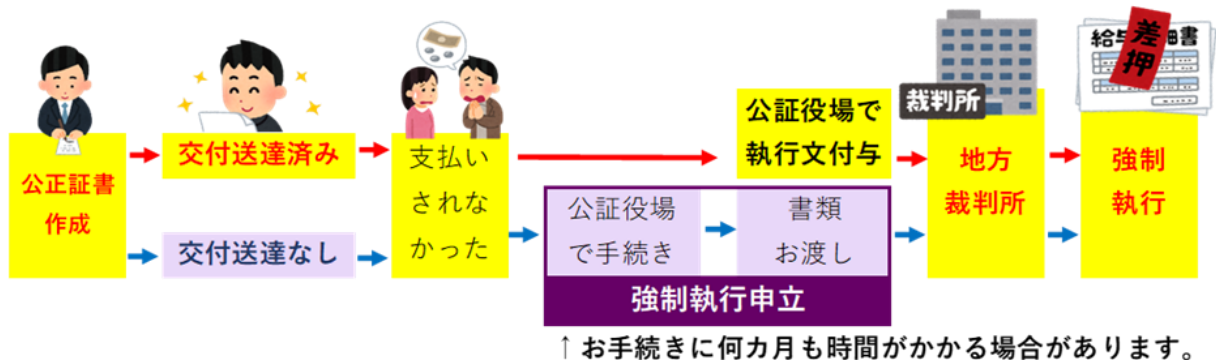
交付送達とは

※交付送達をおこなうには公正証書に強制執行認諾の記載が必要です。

交付送達による場合は、**公正証書作成時**に、公証人役場内で行わなければなりません。**債務者等の本人**が**出頭して証書を作成した場合**のみ、交付送達を行うことができます。

交付送達希望の場合は公正証書作成**予約時**にお申し出ください。

※公正証書作成当日にお手続きを行う必要があります。



お手数料

交付送達 1400円 + 証明書 250円 = 1650円

交付送達を行わない場合

強制執行申立

交付送達を行う場合、公証役場で行う**強制執行申立のお手続きが不要**となります。

お支払が滞り強制執行申立を行う場合、債権者様に必要書類を揃えて頂き公証役場でお手続きをおこなう必要があります。

強制執行申立後、債務者様に書類の送達を行います。債務者が書類を受けとらない場合再度送達を行います。そのため送達回数に応じて費用が増額します。またお手続きに時間も要します。

強制執行申立

執行文 (1通)	1700円	(単純執行文)
※執行文の種類によりさらに加算されます。		
送達 (1通)	1400円	
送達証明 (1通)	250円	
謄本	〇〇円 (1枚250円)	
送達に要する料金	〇〇円 (実際に郵送でかかった費用)	
※1回の送達の場合だいたい7000円～		

離婚関連の公正証書の文例

① 子の親権者(監護教育者)に関する事項

第〇条〔離婚の合意・親権者等〕

夫・・・・・・・・(以下「甲」という)と妻・・・・・・・・(以下「乙」という)とは、甲乙間の長男・・・・・・・・(平成・・・年・・・月・・・日生, 以下「長男」という。)及び長女・・・・・・・・(平成・・・年・・・月・・・日生, 以下「長女」という。)の親権者を乙と定め、乙においてこの・・・名を監護教育することとして協議離婚する(以下「本件離婚」という。)こと、及び本件離婚に伴う給付等について次条以下のとおりとすることに合意した。

② 子の養育費等に関する事項

I-1 養育費の基本的な内容 20歳までの間の支払い

※ 親権者・監護権者である母を乙、養育費支払義務のある父を甲とします。

第〇条〔養育費〕

甲は、乙に対し、長男・・・・・・・・の養育費として、平成・・・年・・・月から平成・・・年・・・月(長男・・・・・・・・が満20歳に達する日の属する月)までの間、1か月金・・・万円ずつを支払う義務があることを認め、これを、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

※ 子が二人以上いる場合には、養育費を受け取る本来の権利者である子ごとに別の規定とします。

I-2 養育費の基本的な内容 大学等の卒業見込月までの間の支払い

① 甲は、乙に対し、長男・・の養育費として、平成・・・年・・・月から平成・・・年3月(長男・・が満22歳に達する日より後の最初の3月)までの間、1か月金・・・万円ずつを支払う義務があることを認め、これを、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

ただし、長男・・が、平成・・・年・・・月(長男・・が満20歳に達する日の属する月)より後であって平成・・・年3月(長男・・が満22歳に達する日より後の最初の3月)より前に、大学・専門学校等の高等教育機関(以下「大学等」という。)を卒業、修了又は中途退学して就職した場合には、甲は、乙に対し、長男・・が就職した日の属する月までの養育費を支払うものとする。

② 甲及び乙は、平成・・・年4月1日（長男・が満22歳に達する日より後の最初の4月1日）の時点において長男・が大学等にて就学中の場合には、平成・・・年4月から長男・が大学等の最終学校を卒業、修了又は中途退学する日の属する月までの間の養育費の分担について、別途協議するものとする。

※ 子が二人以上いる場合には、養育費を受け取る本来の権利者である子ごとに別の規定とします。

II 事情変更による改定協議についての条項の内容

第〇条〔養育費の改訂〕

甲及び乙は、将来、相手方から、物価の変動、甲・乙の再婚、失職、長男及び長女・の生活状況の変化、その他の事情の変更を理由に養育費の額を変更したいとの申し出があったときは、養育費の額の増減について、誠実に協議するものとする。

III 病気・進学等による特別費用の分担協議についての条項の内容

第〇条〔特別な費用の分担〕

甲及び乙は、長男及び長女・の進学による入学金・授業料・学用品代等、病気・事故による治療・入院等のために必要とされる特別の費用の負担については、その都度、誠実に協議するものとする。

IV 面会交流に関する条項の内容

第〇条〔面会交流〕

乙は、甲が長男及び長女・と面会交流することを認める。面会の【回数は・・・か月に1回程度を基準とし、この】日時、場所及び方法等は、長男及び長女・の情緒の安定と福祉に配慮して、甲と乙とで協議のうえ定める。

③ 慰謝料について

I 一括払いの例

※慰謝料を受け取る側を乙、支払義務のある側を甲とします。

第〇条〔慰謝料〕

甲は、乙に対し、本件離婚による慰謝料として金・・・万円の支払義務のあることを認め、これを平成・・・年・・・月・・・日限り、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

II 分割払いの例

※慰謝料を受け取る側を乙、支払義務のある側を甲とします。

第〇条〔慰謝料〕

① 甲は、乙に対し、本件離婚による慰謝料として、金・・・万円の支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

平成・・・年・・・月から平成・・・年・・・月まで、毎月金・・・万円ずつ

平成・・・年・・・月末日限り金・・・円

② 甲において前項の分割金の支払を怠り、その額が2回分に達したときは【又は金・・・円に達したときは】直ちに期限の利益を失い、甲は、乙に対し、前項承認額のそのときにおける残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

④ 財産分与

I 金銭を分与する場合

※財産分与を受ける側を乙、分与する側を甲とします。

第〇条〔財産分与〕・・・一括払いの例

甲は、乙に対し、本件離婚による財産分与として、金・・・万円を給付することとし、これを平成・・・年・・・月・・・日限り、乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

II 動産(自動車等)を分与する場合

※財産分与を受ける側を乙、分与する側を甲とします。

第〇条〔財産分与〕・・・自動車の例

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、次の自動車1台の所有権を分与し、同自動車について、財産分与による乙の移転登録手続きに協力する。移転登録手続きに要する費用は乙の負担とする。

(自動車の表示)

登録番号 / 積類 / 車名 /
型式 / 車体番号

Ⅲ 不動産(住居)を分与する場合

※財産分与を受ける側を乙、分与する側を甲とします。

第〇条 [財産分与]・・・ローン付き不動産の例第1条 (財産分与)

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記不動産(以下「本件不動産」という。)を給付することとし、同不動産について財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする義務のあることを認める。

記(財産分与の対象とするマンションの表示)

- (一棟の建物の表示)
- (敷地権の目的である土地の表示)
- (専有部分の建物の表示)
- (敷地権の表示)

甲は、本件不動産に係る住宅ローン債務が完済されたとき又は甲がその債務について免責されたとき(乙による免責的債務引受等による)に、本件不動産について、上記財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

甲は、乙に対し、本件不動産を、乙、長男及び長女・が居宅として無償で使用することを承諾した。

甲は、乙が第①項記載の条件付き所有権移転登記請求権を保全するための仮登記申請手続をすることを承諾し、これに協力する。

⑤ 年金分割関係の合意内容

※妻乙が専業主婦、夫甲が会社員である場合を例にします。

第〇条 [年金分割]・・・自動車の例

甲(第1号改定者)と乙(第2号改定者)とは、本日、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法第78条の2第1項に基づき、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.50000とすることに合意した。

- 甲 (第1号改定者)
- 昭和 年 月 日生まれ
- 基礎年金番号 一
- 乙 (第2号改訂者)
- 昭和 年 月 日生まれ
- 基礎年金番号 一

乙は、本協議離婚の届出後速やかに、厚生労働大臣に対し、前項の請求をする。

⑥ その他

本件不動産に課せられる固定資産税等の公租公課は、第①項記載の所有権移転登記のされる日までは甲の負担とし、その翌日以降は乙の負担とする。本件不動産の管理、補修に要する費用は、乙の負担とする。

甲は、本件不動産を譲渡し又は担保に供するなど、第①項記載の義務の完全かつ誠実な履行を妨げることになる行為に出ないことを確約した。

I 住居移転・連絡先変更・振込先口座等の変更通知の約束

※親権者・監護権者である母を乙、養育費支払義務のある父を甲とします。

第〇条〔通知義務〕

乙は、養育費等の振込先とされている金融機関預貯金口座、住所・居所又は連絡先（電話番号等）を変更したときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

甲は、住所・居所、勤務先又は連絡先（電話番号等）を変更したときは、直ちに書面により乙に通知するものとする。

II 相互のプライバシー不干渉の約束

第〇条〔プライバシー等の不干渉義務〕

甲及び乙は、今後、互いに相手方のプライバシーを尊重して相手方の生活に干渉しないこと、相手方を誹謗中傷し、又は離婚原因をみだりに口外するなどして相手方の名誉を傷つけ感情を害する行為に及ばないことを相互に確約した。

III 清算条項

第〇条〔清算条項〕

甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求をしない。

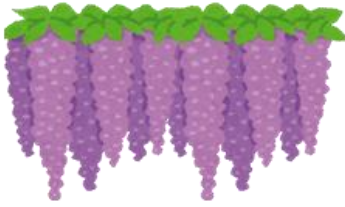
甲及び乙は、この公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認した。

◎ 離婚関係の公正証書では一般的に「執行認諾文言」が記されます。

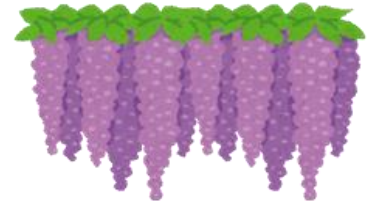
※親権者・監護権者である母を乙、養育費等の支払義務のある父を甲とします。

第〇条〔強制執行認諾〕

甲は、この公正証書の第・・・条、第・・・・・・・・及び第・・・条に記載した債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。



春日部公証役場



MAP

春日部駅西口を出てすぐ、駅から見える場所です。

徒歩で来所
の場合



春日部駅

西口 ● 交番

車で来所



みずほ銀行
三井住友銀行

ロータリー

外観



駐車場

大栄パークをご利用ください。
(1時間まで無料)



入口



役場入口は、銀行入口ではなく、駐車場とにある入口です。

入口



エレベーター

平面駐車場

エレベーターで3階にお越しく下さい。

【駐車場のご案内】

駐車場は、**埼玉りそな銀行横のコインパーキング**をご利用ください。
なお、駐車券を受付までお持ちいただければ1時間無料で割引させていただきます。